

## 教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項

(平成28年2月24日教育学研究科長決裁)

[令和3年2月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、大学院学則（平成16年島大規則第3号）第42条第4項、島根大学学位規則（平成16年島大規則第95号）第22条及び大学院教育学研究科規則（平成16年島大教育学部規則第2号）第9条第3項の規定に基づき、島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻（以下「教職大学院」という。）における授業科目の履修及び成績評価基準等に関し必要な事項を定める。

(履修登録の上限単位数)

第2条 教職大学院の学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、40単位とする。ただし、実習科目及び長期在学プログラムにより履修する科目を除く。

(成績評価の基準)

第3条 成績の判定は、試験又は報告書等の成績に平常成績及び出席状況等を考慮して行うものとする。

2 成績評価の基準は、島根大学における成績の評価に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）に基づき、秀（100点満点法による100点から90点まで）、優（100点満点法による89点から80点まで）、良（100点満点法による79点から70点まで）、可（100点満点法による69点から60点まで）及び不可（100点満点法による59点以下）とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(地域教育課題探究フィールドリサーチ等の評価基準)

第4条 地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ及びⅡ並びに地域教育課題探究プロジェクトⅠ及びⅡについては、学校教育実践研究ポートフォリオ及び実習の取組状況を総合的に判断して評価する。

(地域教育課題セミナーの評価基準)

第5条 地域教育課題セミナーⅠ及びⅡについては、研究テーマに関する実践研究の取組状況を総合的に判断して評価する。ただし、地域教育課題セミナーⅡの単位については、「地域の教育課題に関する研究成果報告書」（以下「研究成果報告書」という。）の審査に合格しなければ、単位を授与しない。

(研究成果報告書の提出)

第6条 前条の研究成果報告書は、審査願（別紙様式第1号）とともに、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に提出するものとする。

(研究成果報告書の審査)

第7条 研究科長は、研究成果報告書が提出された場合は、専攻長に主査1名、副査2名又は3名の審査員候補者の推薦を求めるものとする。

2 専攻長は、前項の審査員候補者を所定の期日までに研究科長に推薦するものとする。

3 研究科長は、前項の推薦に基づき、教務・学生支援委員会の議を経て、審査員を決定するものとする。この場合、研究科長は、決定した審査員について研究科教授会に報告するものとする。

とする。

- 4 審査員は、研究成果報告書を審査し、審査結果を審査結果報告書（別紙様式第2号）により、所定の期日までに研究科長に報告するものとする。
- 5 前項の審査は、研究成果報告書の審査及び試験とし、試験は口述又は筆記により行うものとする。

（研究成果報告書の審査基準）

第8条 研究成果報告書の審査基準は、別表のとおりとし、評価は、合格又は不合格とする。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年2月24日制定）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月24日一部改正）

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和2年3月6日一部改正）

この要項は、令和2年3月6日から実施する。

附 則（令和3年2月24日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式第1号（第6条関係）

年 月 日

島根大学大学院教育学研究科長 殿

所 属 教育実践開発専攻

(学生番号 )

氏 名 印

## 審 査 願

下記題目の地域の教育課題に関する研究成果報告書を提出しますので、審査をお願いします。

記

題 目

主指導教員氏名

印

島根大学大学院教育学研究科長 殿

審査員

主 査 印

副 査 印

副 査 印

副 査 印

### 審査結果報告書

下記の者に対する地域の教育課題に関する研究成果報告書の審査結果を次のとおり報告します。

記

年度入学	所 属	教育学研究科教育実践開発専攻	
氏 名		学生番号	
題 目			
評 価			

別表（第8条関係）

島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻  
「地域の教育課題に関する研究成果報告書」審査基準

基本要件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域の教育課題に関する研究成果報告書の審査を受ける者が、島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻のディプロマ・ポリシーで定められた資質・能力を満たしていること</li><li>2. 地域の教育課題に関する研究成果報告書が申請者自身の学校教育実践にもとづく単著であり、他者の著作権を侵害していないこと</li><li>3. 島根大学の定める研究倫理が遵守されていること</li></ol>
報告書の構成及び内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 当該分野の教育課題の解決に貢献する内容であること</li><li>2. 学校教育実践研究で解決する教育課題，方法，成果が明記され，いずれも適切であること</li><li>3. 構成が適切で，論理的な展開がなされていること</li><li>4. 表記，文章表現，引用，参考文献，注等の記述が適切であること</li></ol>